

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年8月14日

【四半期会計期間】 第37期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

【会社名】 株式会社ひらまつ

【英訳名】 Hiramatsu Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 陣内 孝也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号

【電話番号】 03（5793）8818

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 服部 亮人

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号

【電話番号】 03（5793）8818

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 服部 亮人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第1四半期連結 累計期間	第37期 第1四半期連結 累計期間	第36期
会計期間	自2017年4月1日 至2017年6月30日	自2018年4月1日 至2018年6月30日	自2017年4月1日 至2018年3月31日
売上高(千円)	3,113,187	2,739,338	11,642,461
経常利益(千円)	611,362	230,191	1,521,284
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	421,584	148,619	1,066,066
四半期包括利益又は包括利益(千円)	413,766	156,040	1,067,832
純資産額(千円)	4,376,001	9,701,658	10,666,965
総資産額(千円)	19,100,782	20,267,034	22,875,108
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	12.04	3.35	25.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	3.35	-
自己資本比率(%)	22.8	47.6	46.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第36期第1四半期連結累計期間及び第36期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社グループの業績は、売上高2,739百万円（前年同期比12.0%減）、営業利益218百万円（同64.1%減）、経常利益230百万円（同62.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益148百万円（同64.7%減）となりました。

当第1四半期連結累計期間は、本格参入を果たしたホテル事業が稼働率、利用単価ともに前年同期を上回り、前年度に引き続き堅調に推移いたしました。また、婚礼市場の変化・縮小などの影響によりレストラン事業の売上が前年を下回ったことにより減収となりました。なお、レストラン事業の売上は、概ね2018年5月11日に公表した業績予想の範囲で推移しております。

減収の影響による売上総利益の減少に加え、2018年7月14日に開業した「THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 宜野座」の開業準備や、ブランディング、人材育成などに積極的に費用を投下したことから、営業利益、経常利益につきましても、前年同期を下回る結果となりました。

3年目を迎えたホテル事業は、次なるステップへ進み、事業開始以降4軒目であり当社初となる滞在型リゾートホテル「THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 宜野座」が7月14日の開業日以降、満室に近い稼働で順調にスタートしております。

外食、サービス業界を取り巻く状況が大きく変化するなか、当社グループでは、経済環境や経営課題を踏まえて策定した5か年計画に基づき、将来にわたる事業継続性を高めるための強固な経営基盤の構築に向けた取組みに着手し推進しております。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べ2,608百万円減少し、20,267百万円となりました。これは主に、借入金の返済及び自己株式の取得により現金及び預金が2,757百万円減少した一方、有形固定資産が438百万円増加したことによるものであります。

負債合計は前連結会計年度末に比べ1,642百万円減少し、10,565百万円となりました。これは主に、有利子負債が1,042百万円及び未払法人税等が199百万円減少したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末に比べ965百万円減少し、9,701百万円となりました。これは主に、自己株式の取得により自己株式が999百万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	48,604,200	48,604,200	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式 1単元の株式数 100株
計	48,604,200	48,604,200	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 107 当社子会社の従業員 1
新株予約権の数(個)	6,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	516 (注)3
新株予約権の行使期間	2021年5月1日～2028年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 516 資本組入額 258
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員(他社に外向している従業員を含む。)であることを要する。ただし、関係会社への外向、又は定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権証券の発行時(2018年5月1日)における内容を記載しております。

(注)1. 各新株予約権の目的となる株式の数は100株とする。

2. 当社が普通株式につき株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に株式数の調整を行う。

3. 新株予約権割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記行使価額は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、上記行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

4. 以下の事由及び条件に該当する場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合
新株予約権者が権利行使をする前に、権利行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」等に準じて合理的に決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3に従って定める調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）4に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2018年4月1日～ 2018年6月30日	-	48,604,200	-	1,213,540	-	1,004,750

（５）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（６）【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,589,600	-	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式 1単元の株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,010,000	450,100	同上
単元未満株式	普通株式 4,600	-	-
発行済株式総数	48,604,200	-	-
総株主の議決権	-	450,100	-

(注) 1 「単元未満株式」欄には、自己株式39株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の1,800株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数18個が含まれております。

【自己株式等】

2018年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ひらまつ	東京都渋谷区恵比寿 四丁目17番3号	3,589,600	-	3,589,600	7.39
計	-	3,589,600	-	3,589,600	7.39

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付けで名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,408,642	6,650,862
売掛金	519,272	436,893
原材料及び貯蔵品	1,461,987	1,457,817
その他	328,412	284,896
貸倒引当金	558	556
流動資産合計	11,717,757	8,829,913
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,130,085	7,277,813
土地	875,287	876,287
その他(純額)	2,155,495	1,445,501
有形固定資産合計	9,160,867	9,599,602
無形固定資産		
投資その他の資産	36,768	33,939
敷金及び保証金		
敷金及び保証金	1,572,648	1,435,250
その他	408,565	389,829
貸倒引当金	21,500	21,500
投資その他の資産合計	1,959,714	1,803,579
固定資産合計	11,157,351	11,437,121
資産合計	22,875,108	20,267,034

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	582,082	564,397
1年内返済予定の長期借入金	3,518,058	3,658,436
未払法人税等	279,000	80,000
その他	1,159,740	913,320
流動負債合計	5,538,880	5,216,153
固定負債		
長期借入金	6,225,363	5,042,004
資産除去債務	293,913	294,378
その他	149,986	12,840
固定負債合計	6,669,263	5,349,222
負債合計	12,208,143	10,565,376
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,213,540	1,213,540
資本剰余金	2,408,920	2,408,920
利益剰余金	8,711,828	8,725,404
自己株式	1,791,161	2,791,128
株主資本合計	10,543,128	9,556,736
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	83,354	90,776
その他の包括利益累計額合計	83,354	90,776
新株予約権	40,482	54,145
純資産合計	10,666,965	9,701,658
負債純資産合計	22,875,108	20,267,034

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)
売上高	3,113,187	2,739,338
売上原価	1,189,281	1,155,477
売上総利益	1,923,905	1,583,860
販売費及び一般管理費	1,315,687	1,365,505
営業利益	608,218	218,355
営業外収益		
為替差益	-	763
協賛金収入	6,631	6,531
業務委託料収入	4,264	7,714
その他	5,437	4,336
営業外収益合計	16,333	19,346
営業外費用		
支払利息	9,288	6,705
為替差損	1,565	-
その他	2,335	805
営業外費用合計	13,189	7,510
経常利益	611,362	230,191
特別利益		
固定資産売却益	6,419	-
特別利益合計	6,419	-
税金等調整前四半期純利益	617,782	230,191
法人税、住民税及び事業税	190,215	64,352
法人税等調整額	5,982	17,219
法人税等合計	196,198	81,572
四半期純利益	421,584	148,619
親会社株主に帰属する四半期純利益	421,584	148,619

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)
四半期純利益	421,584	148,619
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	7,817	7,421
その他の包括利益合計	7,817	7,421
四半期包括利益	413,766	156,040
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	413,766	156,040
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
減価償却費	122,654千円	156,411千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	385,160	11.00	2017年3月31日	2017年6月26日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	135,043	3.00	2018年3月31日	2018年6月25日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

当社は、2018年5月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式1,840,600株の取得を行いました。この結果、当第1四半期連結累計期間において自己株式が999,967千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が2,791,128千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2017年4月1日 至2017年6月30日)

当社グループの営む事業は、すべて単一の報告セグメントに属するものであり、当該報告セグメント以外の事業セグメントはないため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自2018年4月1日 至2018年6月30日)

当社グループの営む事業は、すべて単一の報告セグメントに属するものであり、当該報告セグメント以外の事業セグメントはないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	12円04銭	3円35銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 金額(千円)	421,584	148,619
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	421,584	148,619
普通株式の期中平均株式数(株)	35,014,561	44,359,671
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	3円35銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	5,122
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有して
いる潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月14日

株式会社ひらまつ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 栄 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 澄 裕 和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひらまつの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ひらまつ及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。